論 説

## 米国経済スパイ法 (その2)(完)

――刑事制裁を用いた「アメリカ経済の繁栄」のための制度間競争――

玉 井 克 哉\*

**抄** 録 営業秘密の窃取を防止することが「アメリカ経済の繁栄」に必須だとの認識に基づき、1996年、経済スパイ法が制定された。米国の捜査・司法当局は近年それを極めて積極的に適用し、営業秘密の窃取が「割に合わない」状況を創り出すべく、腐心している。そうした制度間競争にわが国が対応しなければ、「知財立国」の実現が遠のくだけでなく、企業の国際競争力を殺ぐことになるであろう。参考となる米国の実情を、裁判例を網羅的に検討した上で紹介する。

#### 目 次

- 1. はじめに一研究の意義
- 2. 経済スパイ法の概要
  - 2. 1 制定の背景―連邦法による営業秘密保護
  - 2. 2 基本的な仕組み
  - 2. 3 典型的な事例
- 3. 経済スパイ法の運用
  - 3. 1 おとり捜査と水際阻止
  - 3. 2 頻繁な摘発を支える法理論
  - 3. 3 重い量刑

(以上, 前号)

- 4. アメリカ経済の繁栄
  - 4.1 政界における高い関心
  - 4. 2 捜査当局の積極姿勢
  - 4. 3 量刑への影響
  - 4. 4 政界からの反応
- 5. 結びに代えて一「知財立国」に向けての制度 間競争

(以上, 本号)

### 4. アメリカ経済の繁栄

#### 4. 1 政界における高い関心

(1) 立法当時の認識と立法趣旨 経済スパイ法が1990年代に立案されたのは、 何より、それがアメリカ経済の繁栄(prosperity) にとって重要だと意識されたからである<sup>169)</sup>。

議会両院に提出された報告書は、こもごも、 知識経済における財産的情報(proprietary economic information) の重要性から説き起こ している。1982年には鉱工業分野において62% だった有体資産(tangible assets)の割合が、 1992年には38%にまで低下した。先端技術の発 達と情報化の進展により、今後、その比率が高 まることはあっても、低くなることはない。し かし、「皮肉なことに、財産的情報の価値を高 めている条件そのものが、その盗難を容易にし ているのである」。コンピュータの発達によっ て、情報の複製が極めて容易になり、数百頁の 文書をダウンロードしてポケットにしまうこと も、まったく容易になってしまった。そのため、 そうした資料が盗難の標的になってしまった。 「独自に開発するのに多大な費用を要し、大き な価値があり、そして窃取に対してほとんど何 の制裁も加えられないからである」1700。

続けて、議会両院の報告書は、こう述べる。

<sup>\*</sup> 東京大学教授(先端科学技術研究センター),知的 財産法 Katsuya TAMAI

そのため、米国企業は、多種多様な産業スパイ の危険にさらされている。まず何より,外国政 府の諜報機関がある。「冷戦が終結しても、諜 報機関の脅威が去りはしなかった。脅威の性質 が変化しただけである。……一国の競争力の指 標は重心を変えつつあり、徐々に軍事力だけで なく経済力で測られるようになってきた | 1711)。 そのため「スパイ産業も、再編成されつつある」1720。 また、それと並んで、米国企業は、従業員や取 引先など関係者(insiders)からの被害にも遭 っている。自動車用エア・バッグ、マイクロチ ップ, コンピュータのソースコード, MRIなど, 分野も多岐にわたる。そしてその多くは、発覚 しても捜査の対象にできない. 民事の勝訴判決 を得ても執行ができないなどといった事情で, 実効的な救済が欠けた状態になっている。現行 の合衆国法ではまったく不充分であり、州法が その欠陥を埋めているわけでもない<sup>173)</sup>。かくし て. 「古典的なスパイの手口を使って企業の情 報を盗み出そうとする外国政府であれ、互いの 入札情報を暴き出そうとする二つのアメリカ企 業であれ、はたまた〔処遇に〕不満を抱いて設 計図満載のディスケットを持って退職する元従 業員であれ」174 広汎に対象とする新規立法が必 要なのである。

審議の過程でもこのことは強調された。サンノゼ (カリフォルニア) 近郊の選挙区から出馬して初当選を飾ったばかりのロフグレン下院議員は、特に機会を得て、次のように演説している<sup>175)</sup>。

「来たる21世紀を見通すならば、われわれの大多数が、知識と情報こそアメリカの繁栄の基礎だということを、痛感しているはずです。私の選挙区では毎年5万の職場が増え、失業率は3.7%に過ぎません。それはまさに、高度に専門的な職種が増え、情報が高度に流通していることの、結果なのであります。本法案は、知識と情報を護るために、もう一段

高い措置を執ろうとしているのでありますが、そうでなければ、シリコンヴァレーの一層の繁栄は望めませんし、延いては合衆国全体にも、良くない経済的影響が及ぶでありましょう」。

先端的な科学技術によって米国企業が国際競 争力を高め、新たな雇用を生む。そうした地域 には高度な教育を受けた専門的な人材が世界か ら蝟集する。それによって、新たなイノベーシ ョンが生まれる。それによって、ますます新た な「知識と情報」が生まれ、米国企業が国際競 争力を高める結果, さらに雇用機会が増大する。 それこそが「アメリカ経済の繁栄」である。だ が、イノベーションによって得られた「知識と 情報」が容易に外部へ流出したのでは、良好な 循環が途切れてしまう。経済スパイ法は、イノ ベーション・サイクルを守護すべく制定され た。そして、「知識と情報」を最もよく集積し たシリコンヴァレーこそ、その象徴であった。 「営業秘密はアメリカ経済のほとんどすべての 領域に組み込まれており、とりわけ基幹産業の 健全性と競争力を保つために〔その保護が〕不 可欠である」1760というのが、経済スパイ法制定 当時の米国政界における。共通の認識だったと いうことができる。

#### (2) 今日の状況

米国におけるこうした意識は、20年近く経った今日も、弱まっていない。2008年包括知財強化法「の審議過程では、「知財こそわが経済の血液」だとされ、「知財侵害犯罪と闘うことこそ、アメリカの職を守り、正当なビジネスから上がる税収を増やし、経済を活発にする」ことが提案者によって力説されている「78」。経済スパイ法そのものには手を着けなかったものの、同法は、知財に関連する種々の官庁を東ね、法執行を強化するためのスタッフ職「知財執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator;

IPEC)」を、ホワイトハウスに新設した<sup>179)</sup>。同法に基づいて議会と大統領に提出された<sup>180)</sup> 最近の報告書では、外国からの経済スパイ行為によって「技術移転を無理強いされることは、グローバルな貿易環境における戦略として、耐えられるものではない」とし、「イノベーティブな技術に関する営業秘密の窃取と海外移転は、引き続き、特に優先して監視する」とする<sup>181)</sup>。

営業秘密の漏洩は国益を損なうものであるから、刑事制裁を加えても禁圧せねばならない。そのような認識が米国の政界全体に浸透しているのを如実に示すのが、2012年に第2巡回区控訴裁判所(ニューヨーク)の下した判断<sup>182)</sup>を、直ちに議会が覆したことである。

発端となったのは、投資用プログラムの窃取 に関する事件である。被告人はコンピュータ・ プログラマーであり、ニューヨークでゴールド マン・サックス社(GS)に勤務していた。そ の職務は、 秒単位の判断で行われる商品や証券 の超高速取引(high-frequency trading;HFT) に用いるプログラムを開発することであり、中 でも特に、システム全体の情報流通を支えパフ ォーマンスを監視する基盤部分を担当してい た。その種の取引においては大量の情報を即座 に反映できるシステムの構築が競争の鍵を握っ ており、GSは、そのすべての構成要素を厳重 に秘密として管理していた。被告人は40万ドル の年俸を得ていたが、シカゴのスタートアッ プ・ベンチャーからヘッドハントを受け、100 万ドルを超える年俸でシステム担当の副社長に 就任することとなった。勤務最終日の午後5時 20分ごろ、送別パーティの直前、彼は、50万行 に及ぶHFTシステムのソースコードなどを暗 号化してドイツのサーバに転送したうえ, その 痕跡を抹消するなどして. 隠蔽を図った。パー ティを終えて帰宅した後,彼は,ニュージャー ジーの自宅で、 転送先のサーバから自身のコン ピュータにプログラムをダウンロードした。翌 月,彼は新勤務先に赴き,会議に出席した。その翌日,彼は,自宅に近いニューアークの空港で、FBIに逮捕された<sup>183)</sup>。

被告人が営業秘密窃取容疑で起訴されたのに 対し,控訴裁判所は,経済スパイ法の対象が「州 際取引又は国際取引に供された又はそのために 生産された商品 (product)」 に関わる営業秘密 と規定されていることを問題とした。控訴裁判 所によれば、取引「に供された (placed in)」 商品というのはそれ自体が流通に置かれて市場 での取引の対象となるものであり、その「ため に生産された (produced for)」 商品というのは、 未だ流通に置かれてはいないが将来市場での取 引の対象となるべく生産されたものをいう<sup>184)</sup>。 GSのプログラムに高い価値があるのは疑いよ うがないが、それは、それ自体として流通に供 されるべく生産されたものではないから、法律 の対象に当たらない。被告人の行為が不正であ るとしても.「刑事法規の対象を画する際に不 明確性があるときは、被告人の有利に解釈すべ きである」との憲法上の原則に照らし、被告人 を有罪とした第一審判決は誤りだとしたのであ る<sup>185)</sup>。被告人は、無罪となった<sup>186)</sup>。

経済スパイ法を限定的に解釈するこの判決が2012年4月11日に言い渡されると、議会が即座に反応した。最高裁ではなく控訴審の判決であり、選挙の年であったにもかかわらず、11月27日、上院司法委員会のリーヒー(Leahy)委員長は、自ら「営業秘密窃取罪明確化法案」を提出した。本会議で、彼は次のように述べている<sup>187)</sup>。

「第2巡回区控訴裁判所の最近の判決 ……により、法律の適用範囲に疑義が生じています。……同裁判所は、州際通商で流通に置かれるべく生産された商品の一部である場合にのみ経済スパイ法の条項が適用されると解釈しています。……本院が本日通過させようとしている法律は、裁判所の狭きに失した解釈を是正し…ようとするも

のです。これは〔同裁判所の解釈を〕正面から正そうというものであり、たいへん重要なものでもあります。なぜなら、これこそ、アメリカの企業が苦心して造り上げたものを守り、その成長と繁栄を持続するのを確かにしようとするものだからです」(強調は筆者)。

同日,上院は、同法案を満場一致で可決した。 法案を送付された下院も、12月18日、判決が露 わにした「危険なループホール」を直ちに塞ぐべ きだとのスミス(Smith)司法委員長の意見<sup>188)</sup>を 受け、即日、無修正で可決した<sup>189)</sup>。12月28日、同 法案は、オバマ大統領の署名を得て成立した<sup>190)</sup>。 たとえ控訴裁判所レベルであっても、裁判所の 「狭きに失した解釈」を放置すると、国益が損 なわれる<sup>191)</sup>。それは、直ちに是正せねばならな い。経済スパイ法には、それほどの重要性があ る。そのような認識が政治部門において広く共 有されているのでなければ、このように迅速な 法改正は、まったく不可能だったはずである。

#### 4. 2 捜査当局の積極姿勢

政界におけるこうした雰囲気は、捜査現場にも反映している。たとえばFBIのミュラー (Robert Mueller) 長官は、経済スパイ行為の取締を含む防諜活動(counterintelligence)が極めて重要であり、それに優先する課題はテロリズム対策のみである、という $^{192}$ 。前述の、ダウ社とカーギル社からの営業秘密を窃取した被告人に7年超(87 $_{7}$ 月)の拘禁刑を言い渡した判決に際して、FBIは、次のようなコメントを発表した $^{193}$ 。。

「本日公表された量刑は、司法省知財タスクフォース(IP Task Force)の努力の成果です。このタスクフォースはエリック・ホルダー司法長官が組織したもので、増大する知的財産犯罪に対処し、合衆国の消費者の安全と健康を守るとともに、アメ

リカの創造性,イノベーション,そして熱心な研究から不法に自らの利益を得ようとする者の意図を阻んで,わが国の経済的安全を保障するのを目的としています」。

たとえ有罪答弁を行っても重い刑罰が科されるのが正しいとするこのコメントには,「一罰百戒」を求める米国政府の姿勢が如実に反映していると見ることができる。

経済スパイ法が「アメリカ経済の繁栄」を目的とするものであるなら、営業秘密が外国に流出することを特に警戒すべきであろう。実際、米国の捜査当局は、近年、それを重点施策としている。2012年5月、FBIは、営業秘密の窃取、とりわけその海外漏洩の防止をうったえる異例のキャンペーンを、全米9都市で行った「940」。「130億ドルの損失。アメリカの営業秘密を守ろう」とした看板(図1)「950 を全米9都市の街頭に掲げて、犯罪予防をアピールしたのである。外国政府に使嗾されてなされる営業秘密窃取が、国益上無視できないレベルに達している、との認識を反映したものである「960」。



図1 FBIの営業秘密窃取防止キャンペーン の宣伝広告

翌6月、FBIのフィリュージー(C. Frank Figliuzzi)防諜部長は、議会で、その趣旨を説明している。同部長は、過去4年間で経済スパイ関連の逮捕件数が2倍に、起訴件数が5倍に、有罪件数が8倍に増えたとしつつ、「外国の情報機関やその協力者は、年を追ってさまざまな創意工夫を凝らし、ますます巧みな手口を駆使

しています。その目的は、アメリカ企業の優位を崩し、アメリカ企業の先進性の源泉、つまりそのイノベーションの能力を失わせることにあります」と述べる<sup>197)</sup>。そしてそれに続け、同部長は、従業員・元従業員による秘密情報の持出しを警戒すべきことを挙げる。

「5月11日, FBIは,企業内部からの脅威に焦点を当てた経済スパイ撲滅のキャンペーンを始めました。そのため,テレビでのインタヴューや印刷物の配布だけでなく,研究の盛んな全米9地域で,交通量の多い交差点に広告看板も掲げ,ウェブサイトにも情報を載せました。それによって,ビジネス界や一般公衆の間で,企業内部からの脅威への認識が深まった……と思います」。

これに続け、同部長は、ユタ州の化学企業の例を挙げる。ある従業員が、営業秘密である化学製品の成分表をダウンロードし、私的なメールアドレスに送信していたのを同僚が見つけた。外国企業に通じた外部の人物に、製造工程上の秘密を漏らしていたのだった。そして「経済スパイについてFBIが啓発活動を行っていたので」企業の幹部が通報し、その結果、「その従業員を逮捕し、10日以内に立件することができました」。同部長は、議会といういわば晴れの場で、「企業や大学と手を携えて」営業秘密を窃取する者を「追跡し、捕縛し、起訴する」姿勢を強調した。企業に協力を呼びかけ、それが成果を挙げたのをポイントとしているわけである。

今日, FBIは, 営業秘密の流出に対策を講ずべきことを, あらゆる機会に打ち出している。2014年5月, コールマン (Randall C. Coleman) 防諜部長は, 営業秘密保護が自らの最優先事項 (top priority) だとして, 次のような議会証言を行った<sup>198)</sup>。

「合衆国が決定的優位を有するさまざま

なイノベーションの成果を、獲り、盗み、移そうと、外国の諜報機関は固く決意しているのです。そうした技術的優位こそ、今日のグローバル化した知識基盤経済においてわが国が競争力を保つ秘訣なのです。技術的優位を保つことこそ、われわれの経済安全保障にとっても、死活的に重要です」。

被害に遭う企業の姿勢も問われる。私的解決に頼り、当局への通報をためらう傾向が、依然として企業にある。捜査に入ってみると、対象企業が何年も前に被害に遭っており、その捜査も平行して行わねばならないケースもある。そうした企業の逡巡を乗り越えるには、捜査過程でけっして営業秘密が漏洩したりしないことを企業に納得させる努力が必要である。とはいえ、実際の事件をもとにした37分間のPR用映画を制作するなど、当局も努力している。何かしら懸念を感じたら積極的に当局に通報するのを奨励していると、同部長は、議会で強調している。このように、今日、米国の捜査当局にとって、営業秘密窃取に対する対策は、自らの価値を高

このように、今日、米国の捜査当局にとって、営業秘密窃取に対する対策は、自らの価値を高め、存在を強く認識させるための、格好のアピーリング・ポイントだと言ってよい。営業秘密の漏洩、とりわけその海外への流出は、合衆国の国益を損なうものであり、極めて優先度の高い犯罪だというわけである。

#### 4. 3 量刑への影響

営業秘密窃取罪が単なる財産犯であって、私人相互間の財貨の移動や利益の配分に関わるものに過ぎないと見るとすれば、十分な金額の罰金を科せば足り、個人の自由を奪う拘禁刑を科すのは疑問だとの考え方も、ありうるかもしれない。実際、"俺たちが命がけで仕事をしているのは国家社会のためであって大企業のためではない"という感覚が捜査現場での「やる気」を削ぐという指摘もなされている<sup>199</sup>。裁判例に

も、そうした考え方の片鱗がうかがえるものが ある。たとえば、先の【実例4】で、被害を受け た化学企業がFBIに通報し、並行して民事訴訟 を追行して高額の損害賠償を得ている場合に2001, 刑事司法が私企業による報復に手を貸すことに なるとして個人への刑事制裁の正統性に疑問を 投じ、軽い量刑で済ませることを図った第一審 判決もある。だが、控訴審判決は、そのような 考え方を明確に否定して,破棄差戻しを行った。 経済スパイ法において、被害企業のそうした対 応というのは、およそ量刑の事情となりえない、 というのである2010。しかも、第一審は、処罰さ れるべきは個人ではなく加害企業だと考えたの か. 加害企業に対しては量刑基準を大幅に超え る500万ドルという、法定刑の枠内での最高額 の罰金刑を科していた。そちらも同時に破棄さ れたものの、約80万ドルの被害金額に対して 200万ドルの罰金を科すことで決着している2020。 加害企業は「財務的な破綻」を来すと抗弁した のであるが、罰金刑を課された結果として倒産 しかねない事情があるとしても、そのことから 直ちに罰金を減免することにはならない、とす る203)。有体物の窃盗を放置しても社会全体の富 の総量は変わらないが、営業秘密の漏洩を放置 すれば、イノベーション・サイクルが途切れ、 雇用が失われ、経済全体に大きなマイナスとな る。そう考えれば、営業秘密の窃取に対しては、 単なる私人の財産的損害を超えた, 公益的見地 からの制裁が必要だということになるであろ う。実際、第一審判決における軽い量刑は、し ばしば控訴審によって是正されている2040。

その一方で、営業秘密窃取に厳しく臨み、重く処断する第一審の判断は、被告人から量刑不当を理由とする控訴がなされても、控訴審でそのまま是認されるのが一般的である。コカコーラ社の営業秘密に関わる事件で、前述の通り、事実審裁判所は、被告人の一人を8年の拘禁、別の被告人を5年の拘禁という重い刑に処し

た。被告人が量刑基準を超える過度に重い刑罰だとして控訴したのに対し、控訴裁判所は、「この種の犯罪が合衆国の経済にもたらす危険」を強調し、「類似の犯罪」を「予防(deter)」する必要に照らせば、不当な量刑というには当たらないとしている<sup>205)</sup>。裁判所もまた、営業秘密の窃取がただ単に一私企業の利益に関わる犯罪ではなく、アメリカ経済の根幹に影響する犯罪であり、その抑止には一罰百戒が必要だということを、意識しているわけである。

中には、われわれの目にはいかにも不当と見 えるような量刑判断もある。マイクロソフトの OSのソースコードをネット上で提供した事案 で, 有罪答弁を行った被告人に対し, ニューヨ ーク南部地区連邦地裁は、2年間(24ヶ月)の 拘禁と3年間の保護観察に加え、「性犯罪者(sex offender)」として登録すること、さらに性犯 罪者あるいは精神的不健康者として治療プログ ラムを受診することを、条件とした。犯行とは 無関係な付帯条件であり裁量の濫用だとする上 訴に対し,控訴審は,「たとえ本件犯行が性関 連犯罪でないとしても, 性犯罪者としての登録 は、被告人の犯歴と性格に合理的に関連した条 件でありうる」などとして、原判決に取消すべ き裁量の濫用はないとした2060。営業秘密窃取に 現れた反社会的傾向を是正するために, 直接に は起訴対象となっていない前歴まで考慮したわ けである。先に見た、ダウ社とカーギル社から の営業秘密窃取に対して有罪答弁にもかかわら ず7年超もの拘禁刑が言渡された2011年の事例 にも、イノベーションの成果を奪い米国の雇用 を減らすことへの社会的非難の強さが. 反映し ていると見ることができる。

#### 4. 4 政界からの反応

このような刑事実務の状況は、それでもなお 寛大に過ぎるととらえられた。知財執行調整官 は、2011年、経済スパイ法違反に対する罰則の 強化を議会に勧告した。それを受けて法案を提出したコール上院議員は、「イノベーションを生み出すことで世界のライバルたちとの競争を進めるアメリカ企業の能力は、今日、かつてないほど重要になっています。しかしながら、FBIは、米国企業から営業秘密を盗み出す者によって、年々数十億ドルもの損害が出ていると見積もっています」と趣旨を説明した<sup>2077</sup>。また下院での総括審議では、スミス司法委員長が、次のように述べている<sup>2080</sup>。

「ダイナミックでグローバルに結合した情報経済においては、目に見えない資産の保護が、死活的に重要です。個々の企業の成功のためだけではありません。産業全体の将来が、そこにかかっているのです。……政府の情報組織が警告してきたところでは、わが国が秘密にしている経済的情報や技術を獲ることに、いまや諸外国の関心の焦点があるというのです。……国境の内外でスパイ行為を働く犯罪者のおかげで『わが国の繁栄と安全に対する重大な脅威が、ますます増大している』というわけです。議会は、増大する脅威をよく認識し、処罰を厳正化することでそれに対処せねばなりません……」(強調は筆者)。

2013年1月、法案は、オバマ大統領の署名を得て発効した $^{209}$ 。先に述べた法改正の、わずか一ヶ月後である。その内容は、以下の通りである。

- 1. 狭義の経済スパイ罪に対する罰金額の引き上げ 罰金額の上限を,
  - 1-1. 個人については「50万ドル以下」 を「500万ドル以下」に,
  - 1-2. 組織については「1,000万ドル以下」を「1,000万ドルと窃取された営業秘密の当該組織にとっての価値(営業秘密を再生産するための研究,設計その他のコストで

あって、当該組織が回避できた ものを含む)の3倍のいずれか 多い方の額以下」に、

それぞれ引き上げる。

2. 量刑基準の見直し 合衆国量刑委員 会に、合衆国外に営業秘密を持ち出す 行為についての量刑基準を、法施行後 180日以内に見直すことを義務づける。

これを受け、2013年11月1日に施行された新たな量刑基準は、「営業秘密が国外に運搬又は伝送されることを知りつつ又は意図して」行われた場合には2ポイントを加算し、また外国政府等を利することを知りつつ又は意図して行われた場合、即ち狭義の経済スパイ罪については4ポイントを加算することとした<sup>210</sup>。その理由を、量刑委員会は、こう説明する。

「窃取された営業秘密が国外に持ち出さ れると、実効的な捜査や起訴が困難となり、 その結果、被害者の損害が増大するだけで なく、国民全体への損失ともなる、とのパ ブリックコメントや証言が得られた。被害 者について言えば, 実効的な民事的救済を 得るのは困難であるし、 窃取された営業秘 密の国外への持出により、外国の競業者に それを利用される危険性が高まることにな る。……また、〔狭義の〕経済スパイが関 わる事件が極めて深刻であるとのパブリッ クコメントや証言も得られた。被害者の救 済について外国政府の協力が得られる可能 性は低い上に,外国政府のバックアップを 受けた加害者が豊富な財源によって民事的 救済に対抗することが多いからである。加 えて, 外国政府が関与している場合は, 経 済的安全保障や国家安全保障への脅威が高 まることともなる」211)(強調は筆者)。

われわれには、営業秘密窃取に対する米国の 刑罰は、従前の水準で既に十分重かったように 見える。しかし彼らの目には、未だ寛大に過ぎ ると映っていたわけである。議会が、現場レベルでの実際の量刑の基準に立ち入って重罰化の方向での改革を敢えて行ったことは、営業秘密の流出に対する、強い危機意識の表れだった。営業秘密の強力な保護なくして、「アメリカ経済の繁栄(prosperity of the American economy)」はおぼつかない。経済スパイ法の制定当時から今日に至るまで、そうした認識が、企業のみでなく、政治と司法のすべてにわたって、共通しているのである。

# 5. 結びに代えて一「知財立国」に向けての制度間競争

以上を要するに、米国は、「アメリカ経済の 繁栄」を維持するため、営業秘密を盗むのが「割 に合わない」仕組みを、懸命に作り上げている といえる。たとえば、FBIは、おとり捜査を多 用する。そのため、営業秘密を窃取しようとす る者は、大きなリスクを背負い込むことになる。 まず、「仲間」が信用できない。【実例1】のよ うに、仲介した「技術ブローカー」が最初から FBIの覆面捜査官だったということもあれば, 【実例4】のように、8年にわたって秘密を漏 洩し続けた「仲間」が、FBI側に寝返っている ということもある。また、ずっと「仲間」であ り続けたとしても、いったん発覚すれば、自己 の罪を軽くするため、出廷して積極的に犯罪事 実を証言するかもしれない。たとえば、ダウ (Dow) 社に27年間勤続していた技術者が営業 秘密を持ち出して起業し、他の従業員を次々に 引き抜いて生産設備の全体像を把握し、それを 丸ごと中国企業に売ったというケースでは、主 犯以外の他の3名の共犯者が全員捜査当局に協 力し、被告人に不利な証言を行っている2120。そ れゆえ、営業秘密の窃取を他と共謀して実行す ることには、大きなリスクを伴う。そして、そ れは購入する側にとっても大きなリスクである から, 手にした秘密を売却することも難しい。

むしろ,「お客さん」になることを見込んだ取引 相手がまず被害企業に通報し、それによって発 覚するというのが、一つのパターンである<sup>213)</sup>。 さらに, 直接には関わりのない第三者にとって も重罪に関与するのはリスクなので、社内の他 の部署からの通報によって発覚するというケー スもある。【実例5】が発覚したのは、他社の 工場を撮影した写真を添付した電子メールをチ エックした、社内のIT技術者からの通報が発 端であった214)。しかも、危険を冒して秘密にア クセスしても, その対象が実は, 営業秘密でな いかもしれない。それでも、準備罪・共謀罪は 成立する。「ババ」をつかんでも、つまりディ スクの中身がたとえシェークスピア全集でも. 犯罪が成立してしまうのである。そして、いっ たん発覚すれば、刑罰は重い。量刑基準や実例 に照らすと、初犯で、有罪答弁を行い、仲間を 裏切って捜査当局に協力したとしても、実刑を 覚悟せねばならない。被害金額が大きかったり. 外国相手だったり,組織的犯行だったり,秘密 保有者との信頼関係を裏切ったり特殊技能を用 いたりすれば、さらに量刑が重くなる。そして、 世論の非難は厳しい。「自己の利益のため国家 と社会を裏切ったのだから、当然の報いだ。」 という世間の目に、さらされることになる。

本稿は専ら経済スパイ法を対象としているので、民事的な救済についてはごくわずかしか述べなかった。その点を補いつつ、営業秘密の窃取が米国でいかに「割に合わない」か、それを如実に示す事例を、最後に挙げておきたい。それは、わが国の新日鐵住金対ポスコの事例に酷似する、以下のようなケースである<sup>215</sup>。

【実例 6】アメリカの化学企業EIデュポン社は、軽量かつ強靱なアラミド繊維 (para-aramid fiber)を開発し、「ケブラー (Kevlar)」なる商標の下に販売していた。同種商品の開発に成功したのは日本の帝人 (商標は「トワロン (Twaron)」)のみであ

り、両社で世界の市場を二分していた。韓 国コーロン (Kolon) 社はこれに追随する ことを図り、1980年代から90年代にかけて 自主開発を試みたがすべて失敗に終わり, 1995年には開発を断念した。しかし、2002 年,経営トップの指示により開発を再度図 ることとなり、2005年には、市場への参入 を公に宣言した。しかし、先発二社に拮抗 できる品質を得ることが依然として困難で あったため、2006年には、技術的障害を克 服するためデュポン社から「学ぶ」こと. 即ちデュポン社の営業秘密を獲得すること を社内で決定し、事実同社製品「ヘラクロ ン(Heracron) の品質は劇的に改善した。 同社は、それをデュポン社の顧客に大いに 宣伝した。

コーロン社のこのように急速な発展は、デュポン社を退職した5名の元従業員から多数の営業秘密を獲得することによって、可能となったものであった。その中で、2006年2年にデュポン社を退職した技術者Mは、退職直後にコーロン社と接触を始め、翌年4月、正式にコンサルタント契約を締結し、退職時のデュポン社との約定に反して持ち出した営業秘密を、コーロン社に漏洩した<sup>216)</sup>。他方、デュポン社は、社内調査の結果、Mによる営業秘密の持ち出しについて疑いを抱くに至ったので、FBIと商務省に通報した。

デュポン社は、捜査と並行して、コーロン社による市場の侵蝕を防ぐため、2009年、民事訴訟も提起した。コーロン社によって大量に証拠が破棄されるなどの司法妨害があったにもかかわらず、手続は順調に進み、7週間にわたった陪審審理の結果、2011年9月、陪審団は、コーロン社による194件の営業秘密窃取を認定し、賠償すべき損害の額は9億1,990万ドルであると評決した<sup>217)</sup>。裁判所は、ヴァジニア州法の定

める懲罰的賠償として35万ドル<sup>218)</sup>,及び弁護士費用賠償として約1,830万ドル<sup>219)</sup>を,これに加算した。さらに,裁判所は,コーロン社の証拠隠滅行為が副社長(当時)の指揮の下に行われた意図的かつ悪質なものだったとして<sup>220)</sup>,別途に約450万ドルの損害賠償を命じた<sup>221)</sup>。

9億ドルを優に超える損害賠償はかなりの高 額であるが、第一審がデュポン社に与えた民事 的な救済は、それに留まらなかった。それに加 え、裁判所は、差止 (injunction) を命ずるの が適切であるとし、しかも、①当該営業秘密の 第三者への開示や使用に対象を留めるべきでは なく. アラミド繊維製品そのものの製造を差止 めるべきであり、②その適用地域は韓国を含む 全世界である,としたのである2220。②について, 裁判所はこう論じている。外国に所在する会社 に高額の損害賠償を命じてもその実効性は疑問 であり、それで十分とはとうてい言えない。本 件においては、「救済抜きで悪事を放置するこ とには耐えられない」という衡平法の原理に立 ち返って考えるべきである。裁判所には、他国 の主権に牴触しない限り, 地理的管轄の範囲を 超えて差止命令を発給する権限がある2230。もち ろん, 韓国でのアラミド繊維の製造に対して差 止めを命じても、果たして実効的な法執行がで きるのか、疑問もあるだろう。しかし、「必要 であれば、この〔差止〕命令は、裁判所侮辱の 手続によって執行すべきである」224。即ち,コ ーロン社が韓国で製造を継続すれば、それは差 止命令違反となる2250。最悪の場合、アラミド繊 維の製造に荷担した役員や従業員が、個人とし て民事裁判所侮辱罪に問われることとなる<sup>226)</sup>。 韓国国内に留まれば同罪に問われることはない としても、同社の経営幹部を含め、関係者は、 アメリカ合衆国に入国できないことになるだろ う。それが、営業秘密に関する権利侵害につい てアメリカの裁判所が与えた、救済であった。

コーロン社は控訴しており、デュポン社との

間の民事訴訟は、本稿執筆時点で未だ決着がつ いていない<sup>227)</sup>。しかし、ここまでの途中経過だ けを見ても、コーロン社にとってかなり厳しい 状況であることは疑いない2280。だがそれはしょ せん、序幕に過ぎない。合衆国政府を相手とす る、経済スパイ法に基づく刑事訴訟が、いまま さに幕を開けようとしているのである。2012年, 連邦大陪審は、組織としてのコーロン社と、経 営幹部を含む5名の構成員を,営業秘密窃取, 同共謀及び司法妨害の嫌疑で起訴した。2013年 に呼出状送達手続が開始された模様であるが<sup>229)</sup>. 本稿執筆時点では、刑事裁判手続が開始したの みの段階である。しかし、仮に民事訴訟の第一 審で陪審が認定したコーロン社の行為がすべて 刑事手続でも認定されたとすると、極めて重い 刑罰が科される可能性がある。即ち、先に述べ た量刑基準によると、営業秘密窃取の基礎犯罪 レベルは6であるが、被害額加算が最高となる 30ポイント、5名以上の共謀があった場合の首 魁(leaders or organizers)の加算は4ポイント, 2013年以降の新たな基準では営業秘密の海外流 出があった場合に 2 ポイントが加算されるの で、経営幹部については42ポイントとなり、そ の場合の量刑の下限は360ヶ月、即ち30年の拘 禁刑である。また、加算ポイントが少ない被告 人についても、犯罪レベルが36であれば、188 ヶ月の拘禁刑が下限となる2300。これらは営業秘 密窃取罪の最高刑10年を超えるが、6つの訴因 すべてが成立すれば、その枠内には収まる。そ して, 営業秘密窃取罪は韓国内に対応する刑事 罰規定があるから、米韓犯罪人引渡条約によっ て、米国司法当局に引渡される可能性がある<sup>231</sup>。 そうなれば、合衆国の刑務所に、30年もの間、 収監される可能性があるのである。そうした結 果は、ビジネスマンにとって破滅的である。起 訴された同社の幹部や従業員は、訴訟の終結ま で、枕を高くして眠れまい2320。営業秘密の窃取 は、まさに「割に合わない」結果を同社にもた らしたのである。

さて, このような結果を招来したコーロン社 に誤りがあったことは、明らかである。アメリ カ企業であるデュポン社の営業秘密を合衆国内 で窃取したのが間違った経営方針だったこと は、紛れもない。では、何が誤りだったのか。 他社の営業秘密を利用するとの経営方針そのも のが誤りだったという考え方も、あるだろう。 だが、仮に相手が日本企業、たとえば帝人だっ たらどうか。日本企業の有する営業秘密が日本 国内で標的とされた場合, 高額の損害賠償と全 世界に及ぶ実効的な差止命令を民事訴訟で獲得 するのは、難しそうである。では、日本の捜査 当局がFBIの如くに積極的でありうるだろう か。おとり捜査や空港での水際作戦を,遂行で きるのか。また、その結果、民事訴訟で使える 資料が、入手できるのか。さらに、仮に懸命の 捜査で事案が解明されたとして、刑事裁判の結 果はどうか。同種の犯罪を、実刑を含む刑事制 裁によって抑止することが、期待できるだろう か。もしそれらがほとんど予期されないのだと すれば、日本企業を標的に営業秘密を盗むこと は、はるかに「割に合う」ビジネスである。実 際、米国司法省の公表した文書によると、帝人 もまた標的だったのであり、デュポンより先に 帝人が気づいたために、米国企業に標的を絞っ たもののようである<sup>233)</sup>。とすると、コーロン社 の経営判断の誤りは、帝人ではなくデュポン社 を標的にしたことにあった、と考えることもで きそうである。あくまで日本企業のみを標的に していれば、現実に起こったような「割に合わ ない | 結果には、ならなかったはずだからであ る。そして,事情は,コーロン社のみならず,他 のすべての外国企業についても同様である234。

これが,国際競争裡に置かれた日本企業と, わが国の現状である。他の知的財産法と同様, 営業秘密法制もまた,制度間競争にさらされて いる。米国企業と日本企業が同じ営業秘密を有

していたとしても,「割に合わない」米国では その価値は高く、容易に窃取できる日本では、 その価値は低い。かねて政府の標榜する「知財 立国」とは、相容れない現実である。シリコン ヴァレーを擁する米国が、それでもなお、「ア メリカ経済の繁栄」のために懸命の努力を続け、 種々の方策を探っている2350。2013年に実現した 刑事罰の強化も,「出発点」に過ぎない。捜査 を効率化し企業の努力を助ける方策を,彼らは, 常に探っている236。他国もそれに追随する。そ の傍ら、わが国が何もしないのでは、国際競争 力を殺ぐばかりである。むろん、日本企業にも 努力が必要である。だが、ブリストル・マイヤ ーズ. モトローラ. ボーイング. アベリー. グ ッドイヤー, ダウ・ケミカル, コカコーラ, ゴ ールドマン・サックス. デュポンといった錚々 たる企業が、経済スパイ法を有する米国でこぞ って被害に遭っている現実を見れば、企業の努 力のみでは限界があることもまた、明らかであ る。そして、外国企業が米国のみを標的にする いわれもないから、出光興産237, 新日鐵住金, 東芝238) が被害企業として名乗りを挙げた最近 の事例は、まさしく氷山の一角だと推認すべき である239)。そのことを銘記しつつ、制度改革を 進めるべきだと思われる2400。

#### 注 記

- 169) S. Rep. No. 104-359, p.5; H. Rep. No. 104-788, p.4.
- 170) S. Rep. No. 104-359, p.6; H. Rep. No. 104-788, pp.4-5.
- 171) S. Rep. No. 104-359, p.7. ゲイツCIA長官の議会証言からの引用である。
- 172) S. Rep. No. 104-359, p.7; H. Rep. No. 104-788, p.5.
- 173) S. Rep. No. 104-359, pp.10-11; H.R. Rep. No. 104-788, pp.6-7. それまで、営業秘密の漏洩に最もよく用いられたのは贓物移送禁止法(National Stolen Property Act; NSPA; 18 U.S.C. § 2314)であった。しかし、1980年代、合衆国最高裁は、著作権対象作品を無許諾で収録したレコードが同法の対象となる「商品(goods)」等

に含まれないとしてその適用を否定し(Dowling v. United States, 473 U.S. 207, 215-16 (1985). 対象はプレスリーの未販売曲), それを受けた下級審が, 同法の対象は有体物に限られ, 無体財貨はそれに含まれないとしていた(United States v. Brown, 925 F.2d 1301, 1307-08 (10th Cir. 1991). 対象は社内向けコンピュータ・プログラム)。そのため, 秘密情報それ自体を伝達しても, その対象外となることが予想された。また, 連邦営業秘密法(Trade Secrets Act; 18 U.S.C. § 1905)というやや紛らわしい名称の法律も1940年に制定されていたが, 合衆国政府職員等が職務上知り得た秘密情報を外部へ開示することを禁ずるものに過ぎず, 一般市民を対象とするものではなかった。

- 174) S. Rep. No. 104-359, pp.8-9, p.7.
- 175) 142 Cong. Rec. H10,462-01 (Sep. 17, 1996), statement of Rep. Lofgren.
- 176) William J. Clinton, Statement on Signing the Economic Espionage Act of 1996, THE AMERICAN PRESIDENCY PROJECT (Last visited July 1, 2014).

http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=52087

- 177) Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act, 110 P.L. 403, 122 Stat. 4256 (2008) ("PRO-IP Act").
- 178) 154 Cong. Rec. S9589-01 (Sep. 26, 2008), statement of Sen. Leahy.
- 179) PRO-IP Act § 301(a).
- 180) PRO-IP Act § 301(b)(1)(E).
- 181) 2013 Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement, June 2013, at 6, 9.
- 182) United States v. Aleynikov, 676 F.3d 71 (2d Cir. 2012). See, Jurrens, *supra*, note 20 at 841-47.
- 183) 676 F.3d at 73-74.
- 184) Id., at 80.
- 185) Id., at 82, citing Rewis v. United States, 401 U.S. 808, 812 (1971). 第一審判決は、同じく控訴審で無罪とされた贓物移送禁止法(National Stolen Property Act, 18 U.S.C. § 2314)違反と併せ、97ヶ月の拘禁刑であった。676 F.3d at 75.
- 186) その後、被告人はニューヨーク州法に基づいて 起訴され、有罪答弁を拒否して、正式審理に移 行した。See, Jurrens, supra, note 20 at 847-48. 第

#### 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

一審担当判事は、「二重の危険」の抗弁を排斥した模様である。Jonathan Stempel, Former Goldman programmer fails to win dismissal of code theft case, Reuters (Apr. 30, 2013, 5:26 PM) (Last visited June 1, 2014)

http://www.reuters.com/article/2013/04/30/us-goldman-aleynikov-idUSBRE93T16E20130430?fe edType=RSS&feedName=businessNews また、ゴールドマンとの間で民事訴訟が進行中である。Aleynikon v. Goldman Sachs Group Inc

- である。Aleynikov v. Goldman Sachs Group, Inc., 2013 U.S. Dist. LEXIS 155137, \*11-13, \*26 (D. N.J., Oct. 29, 2013).
- 187) 158 Cong. Rec. S6978-03 (Nov. 27, 2012), statement of Sen. Leahy.
- 188) 158 Cong. Rec. H6848 c. (Dec. 18, 2012), statement of Rep. Smith.
- 189) 158 Cong. Rec. H6849 r. (Dec. 18, 2012). いうまでもなく, リーヒー, スミス両議員は, 2011年特許法改正法 (Leahy-Smith America Invents Act, 112 P.L. 29) の発案者である。
- 190) Theft of Trade Secrets Clarification Act of 2012,112 P.L. 236, 126 Stat. 1627 (2012).
- 191) 立法府のこうした鮮明な姿勢は、裁判所の法解 釈にも影響を与えた。第2巡回区控訴裁判所は, 2013年、やはり銀行内でHFTシステムに用いら れるプログラムの窃取が問われた事件で、顧客 の取引する証券等が法律の定める「商品」にあ たるとの解釈により、被告人を有罪とした。 United States v. Agrawal, 726 F.3d 235, 244-45 (2d Cir. 2013), cert. den'd, \_\_U.S.\_\_ (Mar. 10, 2014). そこでは議会の改正した新法は事後法に あたり、適用されるのは、改正前の旧法だった (726 F.3d at 243 fn.6, 244 fn.7)。 *Aleynikovのケー* スと事案が類似し、かつ自ら樹立した旧法に関 する先例に拘束されるはずだったにもかかわら ず,議会の意図を重視する別の解釈の下に,敢 えて被告人を有罪としたのである。See, 726 F.3d at 262 (Pooler, J., dissenting). See Jurrens, supra, note 20 at 852-56. なお, 最近の別の裁判例 も, Aleynikovが先例とならないとしている。 United States v. Yihao Pu, 2014 U.S. Dist. LEXIS 56444, \*11-12 (N.D. Ill., Apr. 17, 2014).
- 192) Federal Bureau of Investigation, Economic Espionage, FEDERAL BUREAU OF INVESTIGA-TION (Last visited July1, 2014),

- http://www.FBI.gov/about-us/investigate/counterintelligence/economic-espionage
- 193) U.S. Department of Justice, Office of Public Affairs, Chinese National Sentenced to 87 Months in Prison for Economic Espionage and Theft of Trade Secrets First Prosecution in Indiana for Foreign Economic Espionage, FEDERAL BUREAU OF INVESTIGATION (Dec. 21 2011) (last visited July 1, 2014),
  - http://www.FBI.gov/indianapolis/press-releases/2011/chinese-national-sentenced-to-87-months-in-prison-for-economic-espionage-and-theft-of-trade-secrets-first-prosecution-in-indiana-for-foreign-economic-espionage
- 194) 3-12 Milgrim on Trade Secrets § 12.06, fn.87.1 (2014).
- 195) Federal Bureau of Investigation, *Economic Espionage*, FEDERAL BUREAU OF INVESTIGATION (Last visited May. 12, 2014 16:57 PM), http://www.FBI.gov/image1/13-billion-lost-protecting-americas-trade-secrets-www.FBI.gov/view
- 196) Milgrim, supra.
- 197) Economic Espionage: A Foreign Intelligence Threat to American Jobs and Homeland Security: Hearing Before the H. Comm. On Homeland Sec., testimony of Frank Figliuzzi, Assistant Dir., Counterintelligence Div., Fed. Bureau of Investigation, available at:
  - http://www.FBI.gov/news/testimony/econo mic-espionage-a-foreign-intelligence-threat-to-americans-jobs-and-homeland-security?utm\_cam paign=email-Daily&utm\_medium=email&utm\_source=congressional-testimony&utm\_content=109928 (Last visited July 1, 2014.)
- 198) Randall C. Coleman, Statement Before the Senate Judiciary Committee, Fed. Bureau of Investigation (May 13, 2014) (Last visited July 1, 2014), available at:

  http://www.fbi.gov/news/testimony/combating-economic-espionage-and-trade-secret-theft
  - ting-economic-espionage-and-trade-secret-theft 4月のサイバー・セキュリティに関する議会証言でも、「アメリカの国家機密、営業秘密、技術、そしてアイデア、つまり比類ない価値を持ったわれわれすべてのもの」を奪おうと企てる外国

のハッカーの脅威が強調されている。The FBI's Role in Cyber Security: Statement Before the H. Comm. On Homeland Sec., Subcomm. on Cyber Security, Infrastructure Protection, and Security Technologies, testimony of Richard P. Quinn, Fed. Bureau of Investigation (Apr. 16 2014) (Last visited July 1, 2014), available at:

http://www.fbi.gov/news/testimony/the-fbis-role-in-cyber-security

- 199) Minott, supra, note 7 at 21.
- 200) 民事訴訟では、会社に対する実額賠償として 3千万ドル、経営者個人に対する実額賠償として 5百万ドルを陪審が評決し、懲罰的賠償、弁護士 費用賠償、訴訟費用を含めると、合計8千万ド ル以上(\$81,358,110)が、最終的な賠償額となっ た。Avery Dennison Corp. v. Four Pillars Enter. Co., 45 Fed. Appx. 479, 483 (6th Cir. 2002).
- 201) Yang, 281 F.3d at 545-47. 差戻審は24ヶ月の拘禁 刑を言渡したが, 量刑基準を拘束的 (mandatory) と受け取ってはならないとした最高裁判決が出たため (United States v. Booker, 543 U.S. 220, 245 (2005)), 新判例の下で考慮し直すべきだとして, 再度の破棄差戻を行った。United States v. Hwei-Chen Yang, 153 Fed. Appx. 379, 380(6th Cir. 2005). その後の決着は不明である。
- 202) United States v. Four Pillars Enter. Co., 253 Fed. Appx. 502 (6th Cir. 2007).
- 203) Id. at 514-15, citing United States v. Eureka Lab., 103 F.3d 908, 912 (9th Cir. 1996).
- 204) 有罪答弁を行った被告人に実刑を科さず、800時間の勤労奉仕(community service)と3年間の保護観察及び2万ドルの罰金で済ませた第一審判決の量刑を破棄した例としてUnited States v. Wilkinson,590 F.3d 259,270 (4th Cir. 2010) がある。検察側の求刑は51ヶ月の拘禁刑であり、被告人は10ないし16ヶ月の拘禁が妥当と主張していた。第一審の重い量刑を軽くする方向で見直した例は、管見の限り、見当たらない。
- 205) Williams, 526 F.3d at 1323 (Williams), 1323-24 (Dimson).
- 206) Genovese, 311 Fed. Appx. at 467.
- 207) 157 Cong. Rec. S1985-01 (Mar. 30, 2011), statement of Sen. Kohl.
- 208) 158 Cong. Rec. H7454-02 (Dec. 30, 2012), state-

- ment of Rep. Smith.
- 209) Foreign and Economic Espionage Penalty Enhancement Act of 2012, 112 P.L. 269 (126 STAT. 2443), Jan. 14, 2013. 途中で修正がなされているため、元のS.678法案とは、若干の異同がある。
- 210) 2013 USSC GUIDELINES MANUAL, 2B1.1(b) (13). 後者については、14ポイント以下の場合は一律に14ポイントとなる。2012年までは、後者の場合についてのみ、2ポイント増とされていた。*SEE*, 2012 USSC GUIDELINES MANUAL, 2B1.1(b)(5).
- 211) U.S. Sentencing Commission, AMENDMENTS TO THE SENTENCING GUIDELINES, POLICY STATEMENTS, ANDOFFICIALCOMMENTARY, p.3. Available at, http://www.ussc.gov/Legal/Amendments/Official\_Text/20130430\_Amendments.pdf (Last visited July. 1, 2014.)
- 212) Liu, 716 F.3d at 162 n.3.
- 213) Williams, 1317; Krumrei, 537.
- 214) United States v. Howley (Roberts), 707 F.3d 575, 579 (6th Cir. 2013).
- 215) E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus.,
  2011 U.S. Dist. LEXIS 45888, \*6-7 (E.D. Va. Apr.
  27, 2011) ; E.I. du Pont de Nemours & Co. v.
  Kolon Indus., 894 F. Supp. 2d 691, 694-95 (E.D. Va. 2012).
- 216) Mに対する刑事訴追は、有罪答弁で終結している。United States v. Mitchell, 2009 U.S. Dist. LEXIS 121806 (E.D. Va. Dec. 15, 2009), adopted by United States v. Mitchell, 2010 U.S. Dist. LEXIS 180 (E.D. Va., Jan. 4, 2010).
- E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus.,
  847 F. Supp. 2d 843, 849 (E.D. Va. 2012); 2012
  U.S. Dist. LEXIS 123887, \*3 (E.D. Va. Aug. 30, 2012).
- 218) E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus., 2011 U.S. Dist. LEXIS 113702, (E.D. Va. Oct. 3, 2011).
- 219) 正確には, \$18,334,175.41である。E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus., 2014 U.S. Dist. LEXIS 23901, \*35 (E.D. Va. Feb. 25, 2014).
- 220) E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus., 803 F. Supp. 2d 469, 503, 507, 510 (E.D. Va. July

21, 2011).

- 221) E.I. Dupont De Nemours & Co. v. Kolon Indus., 2013 U.S. Dist. LEXIS 16295 (E.D. Va. Feb 6, 2013). デュポン社の要した調査費用\$2,068,313.60 および弁護士費用\$2,428,733.90の計\$4,497,047.50 の支払いを命じた。
- 222) 営業秘密の使用・開示を命ずる部分は永久 (permanent) であるが、製造を禁ずる部分は、コーロン社が独自に開発するためのリードタイムに相当する期間とするのが適切だとして、20年の期限が付されている。894 F. Supp. 2d at 720-21.
- 223) Id. at 714-16.
- 224) Id. at 717.
- 225) 命令不遵守に対する裁判所侮辱手続を外国企業に対する差止命令の執行手段として予定する例は、近年珍しくない。特許法の分野では、Merial Ltd. v. Cipla Ltd., 2011 U.S. Dist. LEXIS 65639 (M.D. Ga. June 21, 2011), aff'd, 681 F.3d 1283, 1299 (Fed. Cir. 2012), citing Tivo Inc. v. Echostar Corp., 646 F.3d 869, 882 (Fed. Cir. 2011) (en banc); 反トラスト法の分野では、Animal Science Prods. v. Hebei Welcome Pharm. Co. (In re Vitamin C Antitrust Litig.), 2012 U.S. Dist. LEXIS 77296, \*9-12 (E.D.N.Y. June 1, 2012).
- 226) 18 U.S.C. § 402.
- 227) 2014年4月の控訴審判決は、陪審評決の過程でなされた証拠排除決定に誤りがあったとして第一審判決を破棄し、別の判事の下での再度の陪審審理を命じた。E.I. du Pont de Nemours & Co. v. Kolon Indus., 2014 U.S. App. LEXIS 6163, \*14-15 (4th Cir. Apr. 3, 2014). 差止命令も、執行停止 (stay) になっている。E. I. Dupont De Nemours & Co. v. Kolon Indus., 2012 U.S. App. LEXIS 20290 (4th Cir., Sept. 21, 2012).
- 228) コーロン社の側からの反トラスト法(独禁法)に基づく反訴は、第一審で陪審審理抜きで棄却され、第二審でも維持されている。Kolon Indus., Inc. v. E.I. duPont de Nemours & Co., 2012 U.S. Dist. LEXIS 48722 (E.D. Va. Apr. 5, 2012), aff'd, \_\_\_ F.3d \_\_\_, 2014 U.S. App. LEXIS 6161 (4th Cir. Apr. 3, 2014).
- 229) United States v. Kolon Indus., Inc., 926 F. Supp. 2d 794 (E.D. Va. 2013).
- 230) 信頼関係破壊または特殊技能の使用による加算ポイント2がさらに加わると44ポイントとなる

- はずだが、量刑基準は最大で43ポイントまでである。以上につき、see, 2013 USSC GUIDELINES MANUAL、§ 2 B 1.1 (a) (2), (b) (1) (P), (b) (13) (A), § 3 B 1.1 (a), 1.3, § 5 C 1.1 (f), § 5 G 1.2 (d), Sentencing Table. 法定の最高刑との関係については、see, supra, note 168.
- 231) Extradition Treaty between the Government of the United States of America and the Government of the Republic of Korea, art. 2(1) (2), Jun.9 1998 U.S.T 12962.
- 232) 管見の限り,経済スパイ法違反で立件された事件でまったくの無罪となったのは, *Shiah*, *supra*, note 46と*Aleynikov*, *supra*, note 182の2件のみである。
- 233) FBIのサイトからも、その経緯が窺える。U.S. Department of Justice, Office of Public Affairs, Top Executives at Kolon Industries Indicted for Stealing DuPont's Kevlar Trade Secrets, FEDERAL BUREAU OF INVESTIGATION (Oct. 18 2012) (last visited July. 1, 2014),
  - http://www.FBI.gov/richmond/press-releases/2012/top-executives-at-kolon-industries-indicted-for-stealing-duponts-kevlar-trade-secrets
- 234) 国際協力の必要性を説くミノットは、次のように述べる。「経済スパイ法は、……ユニークなものである。そのため、経済スパイ法のみで他国政府の行動を広範囲に変化させるということは、ほとんど期待できない。最もありそうなのは、そうした〔外国での営業秘密窃取を奨励するような〕政府が、鉾先を別の国に変える、ということである。〔米国と比べて〕経済スパイの取締りが甘いか、あるいはその処罰が甘い国に、である」。Minott, supra, note 7 at 22.
- 235) 現状を顧みて政府も企業も努力が足りないと指摘し、より積極的な起訴や恒常的な通報などの改善策を提案するものとしてToren、supra、note 30 at 9-10. 外国政府そのものを制裁の対象にすべきだと説くものとして、Minott、supra、note 7 at 19、22:Kuntz、supra、note 33 at 37-38. 民事的請求権の導入を説くものについては、see、supra、note 25.
- 236) 157 Cong. Rec. S1985-01 (Mar. 30, 2011), statement of Sen. Kohl.
- 237) 知財高判平成23. 9. 27平22(ネ)10039等 〔ポリカ

#### 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ーボネート樹脂製造装置図面事件〕。

- 238) 2014年3月14日付け日本経済新聞朝刊。被告は韓国ハイニックス社。同日の紙面は、東芝の提携先であるサンディスク社もカリフォルニアでハイニックスに対する訴えを提起したと伝える。
- 239) 脱稿後,2014年5月19日にペンシルベニア西部地区大陪審(ピッツバーグ)が中国人民解放軍所属の5名の軍人を起訴したとの報に接した。起訴理由によると,軍61398部隊に所属する被告人らは,共謀して有力米国企業にハッカー攻撃を仕掛け,三つの中国国営企業を利する目的で営業秘密を窃取した。これは,外国政府によるハッカー攻撃の犯人を特定して起訴した,最初のケースだとのことである。

窃取の対象は, 国営企業と提携して中国国内で 建設・計画中だった原子力発電プラントに関す る技術情報や経営幹部の電子メール(被害企業 はウェスティングハウス), キャッシュフローや 製造原価などの経営情報(同,独ソーラーワー ルド社SolarWorld AGの米国子会社), 国営企業 等との係争に関わる法務情報(同. USスチール). 国営企業との提携に関連する電子メール (同, アルコア) など、多彩である。実行犯と幇助犯 などの役割分担も、ほぼ特定されている。U.S. Department of Justice, Office of Public Affairs, Charges Five Chinese Military Hackers with Cyber Espionage Against U.S. Corporations and a Labor Organization for Commercial Advantage, Federal Bureau of Investigation (May 19, 2014) (Last visited July. 1, 2014),

http://www.fbi.gov/pittsburgh/press-releases/2014/u.s.-charges-five-chinese-military-hackers-with-cyber-espionage-against-u.s.-corporations-and-a-labor-organization-for-

#### commercial-advantage

合衆国政府は、実効的に刑事訴訟を追行する見込みが低いにもかかわらず、被告人全員の顔写真をウェブ上にさらした上で、「グローバルな市場環境において、企業はイノベーション力と競争力によってのみ成功を収めるべきであり、庇護する政府のスパイ能力と営業秘密を盗取する能力によってであってはならない」とのホルダー司法長官のコメント、「国旗の陰でハッキングをしているというだけで、外国のサイバー経済スパイが〔合衆国の〕法から無縁になる、などということはない」とのカーリン担当局長のコメントを公表した。Five Chinese Military Hackers Charged with Cyber Espionage Against U.S., FEDERAL BUREAU OF INVESTIGATION (May 19, 2014) (last visited July. 1, 2014),

http://www.fbi.gov/news/news\_blog/five-chinese-military-hackers-charged-with-cyber-espionage-against-u.s

240) 脱稿後,司法取引や刑事免責を経済犯罪などに 導入すべきだとする答申案を法制審議会特別部 会が決定した,との報に接した(日本経済新聞 2014年7月10日)。これらは,米国経済スパイ法 においては必須不可欠な捜査手法である。答申 では,司法取引(捜査・公判協力型協議・合意 制度)の対象として営業秘密侵害罪は明記されて いないが,「その他の財政経済犯罪として政令で 定めるもの」として適用対象とすることが,強く 期待される。参照,新時代の刑事司法制度特別部 会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審 議の結果【案】」別添「要綱(骨子)」4頁。

> http://www.moj.go.jp/content/000125178.pdf 最終アクセスは2014年7月15日

> > (原稿受領日 2014年5月12日)